

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

433-4
13/10/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

シリア、化学兵器廃棄に合意

作業には大きな困難待ち受ける

シリア軍による化学兵器使用疑惑に端を発して懸念された対シリア軍事介入は、保有化学兵器を廃棄して化学兵器禁止条約(CWC)に加入することにシリアが合意し、ロシア・米国が主導する履行枠組みが提示されたことで、何とか回避された。内戦の悲惨は続くが、大量破壊兵器(WMD)問題に関しては、一つの外交的成果が得られたと言えよう。しかし、CWC上の義務をシリア全土でいかに履行させるか、シリアの化学兵器廃棄をいかに中東全体の非WMD地帯化に結びつけていくのかといった困難な課題が待ち受けている。

事態の推移—軍事介入を回避

2011年3月に始まったシリア内戦の中で、初めて化学兵器の使用疑惑が出されたのは12年12月のことである。その後も何度か使用疑惑が持ち上がったが、決定的となったのは、今年8月21日の、後に米政府が「1400人以上が死亡」と推定することになる大規模な化学兵器攻撃だった。

すでに12年8月に「化学兵器使用がレッド・ライン(許容できない一線)」と表明していた米オバマ政権を初めとした西側諸国は、この虐殺を受けてシリアへの限定的軍事介入を検討し始める。しかし、シリアの後ろ盾であるロシアだけではなく、世界の世論の大勢は軍事介入に否定的であり、米最大の同盟国である英国においては、議会で軍事介入決議が否決された(8月29日)。

国防費削減を至上命題とするオバマ政権は、軍事介入にそれほど熱心とは言えなかったが、自ら設定した「レッド・ライン」が超えられてしまった以上、軍事介入をせずにはすまない状況に引きずりこまれていく。そこでオバマ政権は、米議会からの承認を取り付けることで軍事介入に正統性を付与しようと試みる。しかし、議会承認の見通しが立たずもたつく間に、化学兵器廃棄に向けたロシアの提案にシリアが合意し、さ

らに廃棄実施に向けた基本枠組みに米ロ両政府が合意して(9月14日)、軍事介入は当面回避されることになった¹。

シリアの化学兵器使用疑惑

数次の化学兵器使用疑惑に対して、シリアのアサド政権は一貫して関与を否定しつづけている。今年3月21日に国連の潘基文事務総長が調査団派遣を発表し、シリア政府は一度は入国を拒否したが、8月14日になって容認した。そして、調査団が滞在中の8月21日に大規模な民間人被害を生んだ化学兵器使用がなされるのであ

今号の内容

シリア、化学兵器廃棄に合意

<資料1>米ロの枠組み合意(抜粋訳)

<資料2>国連安保理決議2118(抜粋訳)

<資料>6か国協議10年の関連年表

初の核軍縮・国連ハイレベル会合

<資料>モンゴル大統領演説(全訳)

欧州配備核爆弾に精密誘導機能

[連載]いま語る-54

ジョナサン・フレリックスさん(世界教会協議会)

る。

調査団は予定を変更して、この件を調査対象に含め、被害者らの証言や環境サンプルなどを基にして、9月16日に報告書を発表している²。これによれば、8月21日に首都ダマスカスのゴウタ地区において地対地ミサイルによってサリンが散布され、民間人に大きな被害が出たとされる。ただし、調査団の任務には化学兵器使用の実行者を明らかにすることが含まれていないため、化学兵器使用が政権側によるのか反体制勢力側によるのかは記されていない。米・仏・英・イスラエルなどはアサド政権による使用と断定し、ロシアなどは反体制側による使用と主張しており、事実関係に関する国際的な一致はいまだに存在しない。

米ロ合意とOPCW、安保理の追認

他方で、今後のシリア化学兵器廃棄については、国際的合意が形成されつつある。シリア政府は、9月12日、化学兵器禁止機関(OPCW)に対して化学兵器禁止条約(CWC)への加盟を通知した。加盟は10月14日付で発効することになっている。

さらに、シリアによる保有化学兵器の廃棄を促進するため、米ロ両政府が基本枠組みに合意した(9月14日、**資料1に抜粋**)。米ロ合意は、実体面と手続面の両方において、これまでにない異例の内容を持っている。

実体面においては、廃棄に向けた相当に厳しい期限を設定している。まず、米ロ合意から1週間以内に、化学兵器のタイプや量、貯蔵・生産等の施設の場所などを申告するようになっている。さらに、今年11月までに、この申告に従ったOPCWによる冒頭査察の完了、同じく11月までに、兵器生産器材等の破壊、2014年前半までにすべての化学兵器廃棄の完了が義務づけられている。次に手続面においては、米ロが主導して設定した枠組みを事後的にOPCWに飲ませるといふ、これまた異例のものとなっている。

つづいて9月27日、OPCW執行委員会は特別会合を開いて「シリアの化学兵器廃棄」という決定を採択し、米ロ合意に国際的な正統性を与えた。内容的には、上記の米ロ合意をほぼ丸のみしたものである。

また、国連安保理は同日、決議2118を採択した(**資料2に抜粋**)。これもまた、米ロ合意とOPCW決定の線に沿ったものである。起草にあたっては、シリアの義務不遵守の際に軍事介入を安保理として認めるかどうかが焦点となったが、ロシアからの強い反対により、国連憲章第7章による措置(そこには非軍事的措置も含まれる)が言及されるに留まった(第21節)³。

シリアの化学兵器廃棄—実効性は?

このように、化学兵器廃棄の国際枠組み設定という点では大きな成果があったが、問題なのは、廃棄作業に伴う実際上の困難をどう乗り越えるかという点であろう。

第一に、シリアでは依然として内戦が終結していない。3.2万トンの化学兵器を保有していた米国、4万トンを保有していたロシアに比べれば、シリアの保有量は1000トン程度と見られており、米ロの設定した期限内に廃棄することは技術的には可能だとの見方がある⁴。だが、内戦下で廃棄を進めるには、査察官の安全確保や化学物質の保全などの面で困難が伴う。シリア政府は9月19日に生産施設等に関する1回目の申告をOPCWに行っているが、申告施設19か所中、7か所が紛争地帯下にあるという⁵。

第二に、実際の廃棄がどこでどのように行われるのかが未確定である。米ロ合意では、シリア国外での廃棄の可能性に言及しているが、ロシアのリュブコフ副外相はすでに、シリアの化学兵器を同国で受け入れることはないと明確にしている⁶。

最後に、シリアの化学兵器問題は、中東の非WMD地帯化というより大きな文脈の下で理解されねばならないことを指摘しておきたい。中東においては、イスラエルの核保有、イランの核兵器保有疑惑、エジプトのCWC未加盟など、問題が山積している。他方で、イスラエルのペレス大統領がCWCの加盟検討を表明するなど(9月30日)、歓迎すべき動きもある。シリアの化学兵器廃棄をはずみとして、中東非WMD地帯化につなげていく努力が必要である。(山口響) 

注

- 1 「シリアの化学兵器活動に関する年表、2012-2013」(米軍備管理協会(ACA)まとめ)が便利である。www.armscontrol.org/factsheets/Timeline-of-Syrian-Chemical-Weapons-Activity
- 2 www.un.org/disarmament/content/slideshow/Secretary_General_Report_of_CW_Investigation.pdf
- 3 なお、同決議は、シリアにおける化学兵器使用を実行した個人に責任を取らせる強い決意も表明している。国連は9月末に第2陣の調査団をシリアに派遣しており、今後の真相究明が待ち望まれる。
- 4 ダリル・キンボール「シリア計画は困難だが実行可能」『アームズ・コントロール・トゥデイ』(電子版、2013年10月)。www.armscontrol.org/act/2013_10/Focus
- 5 「BBCニュース」、13年10月1日。www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-24344442
- 6 「グローバル・セキュリティ・ニュースワイヤ」、13年9月26日。www.nti.org/gsn/article/russia-rules-out-taking-syrias-chemical-arms/

**【資料1】米口の枠組み合意
「シリアの化学兵器廃棄のための
枠組み」(抜粋訳)**

ジュネーブ、2013年9月14日

化学兵器禁止条約に加盟するというシリア・アラブ共和国の決定と、発効以前に同条約を暫定的に適用するとのシリア当局の約束を考慮に入れ、米国とロシア連邦は、シリアの化学兵器計画(CW)の破壊を、最も迅速かつ安全な形で遂行する共同の決意を表明する。

この目的のために、米国とロシア連邦は、シリア化学兵器計画の迅速な破壊とそれに関する厳格な検証のための特別の手続きを定めた決定案を、化学兵器禁止機関(OPCW)執行理事会に対して数日以内に準備し提出する予定である。双方の考えるこの決定の基礎となる原則は、附属書Aに記されている。米国とロシア連邦は、シリアにおいて化学兵器がこれまでに使用されたこと、シリアで激しい内戦が行われていることによって、これらの異例の手続きが必要とされると考えている。

米国とロシア連邦は、OPCW執行理事会の決定を補強する国連安保理決議の迅速な採択に向けて協力する所存である。この決議は、その検証と効果的な履行を確実にする措置を含み、国連事務総長に対して、OPCWと協議のうえで、シリア化学兵器計画の廃棄における国連の役割に関して安保理に速やかに勧告を提出することを要請するものとなる。

米国とロシア連邦は、この安保理決議は、OPCW執行理事会の決定のシリアにおける履行を恒常的に検討する基盤を提供するものであり、許可を受けない移転、またはシリア国内のいずれかの者による化学兵器のいかなる使用のような不遵守の場合には、国連安保理は国連憲章第7章の下での措置を科すべきであることに合意した。

提案された米ロ共同OPCW決定案は、不遵守のいかなるケースも国連総会および国連安保理に通知するとした、化学兵器禁止条約第8条の適用を支持する。

シリア化学兵器計画の廃棄という目標をさらに推し進めるために、米国とロシア連邦は、関連する化学兵器の量と種類について共通の評価に到達した。そして、我々はシリアにおける化学兵器とその構成要素を即時に国際管理下に置くことを約束する。米国とロシア連邦は、化学兵器剤の名称や種類、量、弾薬の種類、さらに、貯蔵、生産、研究開発に関わる施設の場所や形態を含めた包括的リストを、1週間以

内にシリアが提出することを期待している。

我々はさらに、これら兵器の最も効果的な管理は、実現可能な限り多量の兵器をOPCWの監視の下で除去すること、そして、可能であればシリア国外でそれらを破壊することによって達成されるかもしれないと判断した。我々は、化学兵器関連物資と器材のすべてのカテゴリーを除去および破壊するという野心的な目標を設定し、そうした除去および破壊を2014年前半までに完了させるという目標を持っている。化学兵器や化学兵器剤の在庫、その前駆物質、専用のCW器材、化学兵器弾薬そのものに加えて、廃棄プロセスには、これら兵器の開発・生産に関わる施設が含まれなければならない。この点に関する双方の見解は附属書Bで展開されている。

米国とロシア連邦は、化学兵器の透明性を確保するために、シリアは、同国におけるいかなるおよび全てのサイトを査察する即時かつ無制限の権利を、OPCWおよび国連、その他の支援職員に対して与えなければならないことをさらに決定した。OPCW執行理事会に採択してもらうために米国とロシア連邦が提案し、国連安保理決議によって補強されるこの異例の手続きには、上記のように、この権利を確実にするためのメカニズムが含まれなければならない。

この枠組みの下で、シリアの化学兵器能力を管理、除去、破壊する支援を行うために、OPCWと国連の任務を帯びた職員が可及的速やかに派遣されなければならない。

米国とロシア連邦は、OPCWと国連の作業は、P5諸国の専門家の参加によって利益を受けるものと信ずる。

米国とロシア連邦は、2013年6月に北アイルランドで開催されたG8サミットにおける最終コミュニケで述べられたシリアに関する立場、とりわけ化学兵器に関連する点を強く繰り返しておく。

双方は、OPCWや国連、シリアのすべての主体、監視・破壊任務の安全を確保するための関連能力をもつ、関心あるその他の加盟国と緊密に協力する所存であり、この点に関するシリア政府の第一義的な責任を認識する。

米国とロシア連邦は、今後数日で迅速に対処される必要があるこの枠組みの実施を推し進めるにあたってさらなる詳細があることに留意し、シリアの危機の現状を考えれば時間こそが重要であるとの理解の下に、実現可能な限り早期に、それらの詳細を詰める努力を行っていく。

**附属書A OPCW執行理事会による
決定文書の原則**

1. 決定は、CWCの第4条8節、第5条10節を基礎としなくてはならない。
2. 決定は、シリアの化学兵器をめぐる状況の異例の性格に対応するものでなくてはならない。
3. 決定は、シリアによるCWC加入書の寄託を考慮に入れねばならない。
4. 決定は、シリアによって提出された情報が加盟国によって容易に入手できるようにするものでなくてはならない。
5. 決定は、厳格に定められたスケジュールに従って、シリアが冒頭にどういった情報をOPCW技術事務局に提出するのかを具体的に示すべきであり、正式なCWC上の申告提出日を早めの日に特定するものである。
6. 決定は、シリアに対して、その履行のすべての側面において完全に協力することを義務づけるものでなくてはならない。
7. 決定は、シリアの化学兵器能力の早期破壊に向けたスケジュールに対応するものでなくてはならない。このスケジュールは、次の目標期日を考慮に入れるべきである。

A. 申告されたサイトに対するOPCWの冒頭現地査察を11月までに完了する。

B. 生産および混合・注入器材を11月までに破壊。

C. 全ての化学兵器関連資器材を2014年前半までに廃棄完了。

シリアの化学兵器能力破壊のための最短の最終期限とともに、中間的な期限についても、このスケジュールに含まれるべきである。

8. 決定は、いかなるおよび全てのサイトを査察する即時かつ無制限の権利を確保するメカニズムを含め、数日以内に開始して、厳格な特別検証措置を提供するものでなければならない。

9. 決定は、この状況におけるOPCW技術事務局の義務の問題、ならびに、決定を履行する追加の資源、とりわけ技術的・人的資源の必要性に対処し、関連する技術を持つ諸国に対して、この目的のための貢献を求めるものでなくてはならない。

10. 決定は、条約不遵守の場合に、国連総会および国連安保理の注意を直接喚起するよう執行理事会に義務づけているCWCの条項に言及するものでなければならない。

**附属書B シリア化学兵器の破壊に関
する共同枠組み(略)**

www.state.gov/r/pa/prs/ps/2013/09/214247.htm

(訳:ピースデポ)

【資料2】国連安保理決議2118(抜粋)
S/RES/2118(2013)
2013年9月27日

安全保障理事会は、
(略)

- 1 いかなる場所における化学兵器の使用も、国際の平和と安全の脅威を構成することを決定する。
- 2 国際法に違反して行われた、シリア・アラブ共和国におけるいかなる化学兵器の使用、とりわけ、2013年8月21日の攻撃を最も強い文言で非難する。
- 3 シリア・アラブ共和国の化学兵器計画の迅速な廃棄、およびそれに関連した厳格な検証についての特別な手続きを含み、最も迅速かつ安全な形でその完全履行を呼び掛けた、OPCW執行理事会の2013年9月27日の決定を承認する。
- 4 シリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用、開発、生産、さもなくば取得、貯蔵、保持したり、または、直接もしくは間接的に化学兵器を他国もしくは非国家主体に移転してはならないことを決定する。
- 5 シリアのいかなる主体も、化学兵器を使用、開発、生産、取得、貯蔵、保持、もしくは移転してはならないことを強調する。
- 6 シリア・アラブ共和国は、OPCW執行理事会の2013年9月27日の決定(附録I)のあらゆる側面に従わなくてはならないことを決定する。
- 7 シリア・アラブ共和国は、OPCWや国連の関連勧告に従うこと、OPCWもしくは国連の指名した職員を受け入れること、これらの職員によって遂行される活動の安全を提供しそれを確保すること、これらの職員に対して、彼らの任務の一環として、いかなるおおよび全てのサイトに即時かつ無条件に立ち入り、査察する権利を付与すること、OPCWがこの任務の目的のために重要性を持つと信ずるに足る根拠のある個人に対して即時かつ無条件の面会を許可すること等を通じて、OPCWおよび国連に完全に協力すべきであることを決定する。
- 8 国連職員の先遣チームにシリアにおけるOPCWの活動に対する初期の支援提供を認めることを決定し、OPCW事務局長および国連事務総長に対して、2013年9月27日の執行理事会決定および本決議の履行に関して、現地における任務遂行活動などを通じて緊密に協力することを要請し、国連事務総長に対して、OPCW事務局長と協議の上、適切な場合には世界保健機構事務局長と協議の上、この決議の採択から10日以内に、シリア・アラブ共和国の化学兵器計画

の廃棄における国連の役割に関する勧告を安保理に提出することをさらに要請する。

- 9 シリア・アラブ共和国が「国連の特権および免除に関する条約」の加盟国であることに留意し、本決議もしくは2013年9月27日のOPCW執行理事会決定に規定された活動を遂行するOPCW指名の職員が、化学兵器禁止条約検証附属書第2部(B)に含まれた特権および免除を享受すべきであることを決定し、シリア・アラブ共和国に対して、国連およびOPCWと様式に関する合意を結ぶことを求める。
- 10 OPCWおよび国連がシリア・アラブ共和国の化学兵器計画廃棄を実施できるように、OPCW事務局長および国連事務総長と連携して、職員、技術的専門知識、情報、器材、財政的およびその他の資源および援助を含めた支援を提供するよう加盟国に対して推奨し、シリア・アラブ共和国の化学兵器計画を最も迅速かつ安全な方法で廃棄するために、化学兵器禁止条約の目標に一致するような形で、OPCW事務局長の指定した化学兵器を取得、管理、輸送、移転、破壊することを加盟国に容認することを決定する。
- 11 すべてのシリア国内の主体と関連能力を持った関心ある加盟国に対して、緊密に協力し、OPCWおよび国連とともに、この点に関するシリア政府の第一義的責任を認識しつつ、監視および破壊任務の安全を図ることを求める。
- 12 2013年9月27日のOPCW執行理事会の決定および本決議のシリア・アラブ共和国における履行を定期的に検討することを決定し、OPCW事務局長に対して、国連事務総長を通じて、30日以内に、おおよびその後は毎月、安保理に報告を提出する(そこには決議の履行に関連した国連の活動に関する情報が含まれていない)ことを要請し、OPCW事務局長と国連事務総長に対して、必要に応じて連携して、本決議もしくは2013年9月27日のOPCW執行理事会の決定の不遵守を安保理に報告することをさらに要請する。
- 13 不遵守のケースを国連安保理に通知することを定めた化学兵器禁止条約第8条の下でのOPCWによるいかなる報告についても、迅速に検討する用意があることを再確認する。
- 14 加盟国は、非国家主体による化学兵器、それらの運搬手段、および関連資材の取得を含め、決議1540(2004)のいかなる違反についても、必要な措置を採るために、安保理に

即刻通知すべきことを決定する。

- 15 シリア・アラブ共和国における化学兵器使用を実行したいかなる個人にも責任を取らせる強い決意を表明する。
- 16 完全なる行政権力を発動できる暫定統治機構の設立に始まる主要措置を提示した2012年6月30日のジュネーブ・コミュニケ(附録II)を完全に是認する。暫定統治機構には、現在の政府関係者および反体制その他の集団を含むことができ、相互同意を基礎として形成されねばならない。
- 17 ジュネーブ・コミュニケ実施のためにシリアに関する国際会議を可及的速やかに招集することを求め、シリアに関するジュネーブ会議に真摯かつ建設的に関与するようあらゆるシリアの主体に求め、これら主体がシリア民衆の完全なる代表であり、ジュネーブ・コミュニケの履行、ならびに安全および和解の達成に邁進すべきものであることを強調する。
- 18 核、化学もしくは生物兵器、およびそれらの運搬手段を開発、取得、製造、所有、輸送、移転、もしくは使用しようとする非国家主体へのいかなる形態の支援を提供することも、すべての加盟国は慎むべきであることを再確認し、すべての加盟国、とりわけシリア・アラブ共和国近隣の加盟国に対して、この節の違反を安保理に対して即刻報告するよう求める。
- 19 核、化学もしくは生物兵器、およびそれらの運搬手段を開発、取得、製造、所有、輸送、移転、もしくは使用しないよう非国家主体に対して要求し、すべての加盟国、とりわけシリア・アラブ共和国近隣の加盟国に対して、この節に一致しないいかなる行動も安保理に対して即刻報告するよう求める。
- 20 シリア・アラブ共和国の国民から、または、シリア・アラブ共和国の領土を出発地とするか否かに関わらず、その所属船舶もしくは航空機を利用して、化学兵器、関連機材、商品、および技術もしくは援助の調達を行うことを、すべての加盟国に禁じることを決定する。
- 21 化学兵器の承認なき移転、もしくは、シリア・アラブ共和国内におけるいかなる者によるいかなる化学兵器使用も含めた、本決議の不遵守の場合には、国連憲章第7章の下における措置を課すことを決定する。
- 22 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

www.un.org/en/sc/documents/resolutions/2013.shtml

(訳:ピースデポ)

【資料】6か国協議関連年表 (2003年1月～2013年10月)

6か国協議が2013年8月27日で10年を迎えた。08年以降公式会議は再開されていない。北朝鮮は、この間にも核実験や弾道ミサイル発射などを次々と行ってきた。「北朝鮮の核問題」を平和的に解決するために始まった6か国協議の10年を年表にまとめた。

6か国協議

<2003年>

8.27-29 第1回6か国協議(北京、共同文書は発表されず閉幕)。朝鮮半島非核化の平和解決という目標を確認。

<2004年>

2.25-28 第2回6か国協議(北京、7項目の議長声明採択)。
5.12-15 6か国協議第1回作業部会(北京)。
6.21-22 6か国協議第2回作業部会(北京)。
6.23-26 第3回6か国協議(北京、8項目の議長声明採択)。

<2005年>

7.26-8.7 第4回6か国協議の第1セッション(北京)。
9.13-19 第4回6か国協議の第2セッション(北京)。「9.19共同声明」を採択。北朝鮮の核放棄など6項目。
11.9-11 第5回6か国協議の第1セッション(北京)。

<2006年>

12.18-22 第5回6か国協議の第2セッション(北京)。米国、北朝鮮の核廃棄に相応する措置を含む修正案を提示。北朝鮮、バン

関連する出来事

<2003年>

1.10 北朝鮮、核不拡散条約(NPT)からの脱退を宣言。
2.12 国際原子力機関(IAEA)緊急理事会、北朝鮮の核開発問題を国連安全保障理事会(以下、安保理)に付託。
2.26 北朝鮮、5メガワット原子炉を再稼働。
4.23-25 米中朝の3者協議(北京)。
6.1 プッシュ米大統領が大量破壊兵器拡散防止構想(PSD)を提案。
6.9 朝鮮中央通信論評、「米国の核脅威が続く場合、核抑止力を持つしかない」と主張。
9.19 IAEA総会、北朝鮮の核問題に関する決議を採択。
10.2 北朝鮮が核燃料の再処理で得たプルトニウムの用途転用を発表。
10.30 朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)、北朝鮮への軽水炉建設を12月1日から一年間中断すると発表。

<2004年>

1.6-10 米上院外交委員会の専門委員及び核専門家、北朝鮮の寧辺核施設を訪問。
1.20 プッシュ米大統領、一般教書演説で北朝鮮とイランを「世界で最も危険な政権」と批判。
2.2 カーン博士、パキスタンから北朝鮮への核技術流出を是認。
10.22 北朝鮮、6か国協議の前提条件を提示(米国の敵対視政策の変更、米国の「凍結対補償」に参加、韓国の核物質や実験問題を優先にして議論など)。
12.4 北朝鮮、「現状では6か国協議は無用」と表明。

<2005年>

2.10 北朝鮮、核兵器の製造・保有を公式に宣言、6か国協議への参加を無期限延期すると声明。
7.9 北朝鮮、6か国協議への復帰する意志があることを表明。
7.12 韓国、北朝鮮が核を放棄すれば200万キロワットの電力を直接供給する計画を発表。

<2006年>

1.10-18 金正日国防委員長、中国の胡錦濤首席と首脳会談。
2.4 日韓国境正常化のための政府間会議(北京)。
7.5 北朝鮮、弾道ミサイル「デポ

コ・デルタ・アジアの金融制裁解除が先決問題と主張。

<2007年>

2.8-13 第5回6か国協議の第3セッション(北京)。「2.13合意」が成立し、「9.19共同声明」の履行のための措置に合意。
3.5-6 第1回米朝国交正常化に関する作業部会(ニューヨーク)。
3.7-8 第1回日朝国交正常化に関する作業部会(ハノイ)。
3.15 第1回経済及びエネルギー協力に関する作業部会(北京)。韓国が単独で重油5万トン相当の支援を行う事に合意。
3.16 第1回北東アジアの平和および安全のメカニズムに関する作業部会(北京)。
3.17-18 第1回朝鮮半島の非核化に関する作業部会(北京)。
3.19-22 第6回6か国協議の第1セッション。
8.7-8 第2回経済及びエネルギー協力に関する作業部会(板門店)。
8.16-17 第2回朝鮮半島の非核化に関する作業部会(シェンヤン)。
8.20-21 第2回北東アジアの平和および安全のメカニズムに関する作業部会(モスクワ)。
9.1-2 第2回米朝国交正常化に関する作業部会(ジュネーブ)。
9.5-6 第2回日朝国交正常化に関する作業部会(ウランバートル)。
9.27-30 第6回6か国協議の第2セッション(北京)。「10.3合意」を採択。
10.29-30 第3回経済及びエネルギー協力に関する作業部会(板門店)。

<2008年>

12.8-11 6か国協議首席代表会議(北京)。

ドン2号」を日本海に向けて発射。
7.15 国連安保理、対北朝鮮制裁決議1695号を採択。
10.9 北朝鮮、1回目の核実験を実施。
10.14 国連安保理、対北朝鮮制裁決議1718号を採択。

<2007年>

6.26-30 IAEA実務団が北朝鮮を訪問、核施設閉鎖及び検証などについて会談。
7.15 北朝鮮外務省、寧辺核施設の閉鎖を公式発表。
8.4 韓国、北朝鮮に重油5万トンの支援完了。
10.2-4 第2回南北首脳会談(平壤)。
11.4 北朝鮮、寧辺核施設の無能力化作業を開始。

<2008年>

6.26 北朝鮮、中国に核施設及び核物質の申告書を提出。
6.27-28 北朝鮮、寧辺黒鉛炉の冷却塔を爆破。
9.3 北朝鮮、寧辺核施設の復旧に着手。
10.11 米国、北朝鮮をテロ支援国家リストから解除すると公式発表。
10.13 IAEA査察団が寧辺核施設へ立ち入る。
10.14 北朝鮮、寧辺核施設の無能力化作業を再開。

<2009年>

2.14-3.22 2～3国間の6か国協議首席代表会談がくりかえされる。
4.5 北朝鮮、人工衛星「光明星2号」の打上げに失敗。
4.13 国連安保理、議長声明採択。
4.14 北朝鮮外務省、核兵器開発の再開と6か国協議からの離脱を表明する声明を発表。
5.23 盧武鉉韓国元大統領死去。
5.25 北朝鮮、2回目の核実験を実施。
6.12 国連安保理、対北朝鮮制裁決議1874号を採択。武器禁輸措置拡大、貨物検査の強化、金融・経済制裁の強化、制裁履行メカニズム強化などの内容。
9.3 北朝鮮、安保理議長へ書簡を送付。ウラン濃縮及びプルトニウム再処理が最終段階に入り、6か国協議への拒否を伝える。(次ページへ)

関連する出来事(続き)

<2009年(続き)>

11.3 朝鮮中央通信、再処理プルトニウムの兵器化に成功したと報道。

<2010年>

1.28 オバマ米大統領、北朝鮮が更なる制裁と孤立に直面することを示唆。

3.8-18 米韓両軍、「キーリゾル」訓練を実施。

3.25 第13回国連人権理事会、北朝鮮人権決議を採択。

3.26 韓国哨戒艦「天安」の沈没事件。

4.21 北朝鮮外務省、必要な量の核兵器を生産する計画を示唆。

7.25-28 米韓合同演習「インピンシブル・スピリット」(不屈の精神)を開始。

8.30 米財務省、対北朝鮮追加制裁を発表。

9.29 北朝鮮、国連総会で核保有国地位を主張。

11.9-13 北朝鮮、ジークフリート・ヘッカー博士らの訪問団にウラン濃縮(UEP)関連施設を公開。

11.23 北朝鮮、延坪島に約200発を砲撃し、韓国側で死者4人発生。

11.28-12.1 米韓合同演習「インピンシブル・スピリット」の第3回目を実施。

<2011年>

2.28-3.10 米韓両軍、「キーリゾル」訓練を実施。

3.11-14 ロシアのバラダブキン外交次官が北朝鮮を訪問し、北朝鮮へのエネルギー協力、食糧援助、南北間の対話再開及び協力構築を支持、6か国協議の速やかな再開の必要などを表明。

4.18 米政府、行政命令 13570を發布(全ての北朝鮮物資の米国内への輸入を禁止)。

5.20-26 金正日国防委員長、中国を訪問。

7.22 南北6か国協議首席代表会談(パリ島)。

7.28-29 6か国協議中断の局面打開のための第1回米朝ハイレベル協議(ニューヨーク)。

8.20-25 金正日国防委員長、ロシアを訪問し、メドベージェフ大統領と会談。対ロシア債務の帳消及び合同軍事演習を含む軍事交流の強化など表明。

9.21 第2回南北6か国協議首席代表会談(北京)。

10.24-25 第2回米朝ハイレベル協議(ジュネーブ)。

12.17 金正日国防委員長死去。

<2012年>

2.23-24 金正恩体制初の第3回米朝ハイレベル協議(北京)。

2.29 米朝、「2.29合意」を同時発表。「9.19共同声明」を確認し、北朝鮮食糧支援に合意。

4.13 北朝鮮、人工衛星「光明星3号」の打上げに失敗。

4.14 米国、北朝鮮への食料支援の中断を決定。

4.16 国連安保理、議長声明を採択。

9.21 第56回 IAEA総会、北朝鮮の核問題に関する決議を採択。

12.12 北朝鮮、人工衛星「光明星3号」2号機の打上げに成功。

<2013年>

1.22 国連安保理、対北朝鮮制裁決議2087号を採択。

1.25 北朝鮮祖国平和統一委員会、朝鮮半島非核化共同宣言の完全破棄を宣言。

2.12 北朝鮮、3回目の核実験を実施。

3.5 朝鮮人民軍最高司令部報道官、3月11日より「朝鮮戦争休戦協定の破棄」、「板門店の活動停止」、「米朝軍事電話の遮断」を行うと宣言。

3.7 国連安保理、対北朝鮮制裁決議2094号を採択。

3.8 北朝鮮祖国平和統一委員会、3月11日からの南北不可侵条約の破棄を宣言。

3.11 米韓両軍、「キーリゾル」訓練を実施。

4.1 北朝鮮の最高人民会議、「核兵器国地位確立法」を採択及び公布。

4.2 北朝鮮、寧辺原子炉の再稼働の方針を表明。

6.7-8 米中首脳会談。北朝鮮の核兵器国地位の否定を確認。

10.7 韓中首脳会談。中国、北朝鮮の核保有と更なる核実験への反対、安保理決議の遵守を表明。

初の核軍縮・国連ハイレベル会合が開催 モンゴル、北東アジア非核兵器地帯への支援を表明

2013年9月26日、初の核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合が、ニューヨーク国連本部で開催された。12年の第67回国連総会で採択された決議「核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合」(A/RES/67/39)に基づくものである。

本会合では、5核兵器国を含む72か国の首脳や外相らが演説を行った。核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)等のNGOによる発言も行われた¹。非同盟運動(NAM)を代表して発言したイランは、5年後に核軍縮に関するハイレベル国際会議を招集することを提案している。

参加した国の多くは、核保有や核抑止論を正面から批判し、核兵器のない世界を実現するために、各国が真摯に取り組むよう呼び掛けた。

とりわけ画期的だったのが、モンゴルのエルベグドルジ大統領による演説である(6~7ページに全訳)。エルベグドルジ大統領は、6つの項目に焦点を当て、4つ目に「非核兵器地帯」、6つ目に「北東アジア」を挙げた。その中で、北東アジア非核兵器地帯設立が「いかにして達成可能かを検討する非公式ベースの作業を北東アジアの国々を行う準備ができています」と踏み込んだのである。北東アジアの当事者として、私たち日本の市民の取り組みが一層問われている。

本会合のその他の注目すべき点については、次号で述べたい。(塚田晋一郎) ^M

注1 「リーチング・クリティカル・ウィル」ウェブサイト
に各国演説等。

【資料】核軍縮に関する国連総会 ハイレベル会合におけるツァ ヒャ・エルベグドルジ・モンゴル 大統領の演説

2013年9月26日、ニューヨーク

議長、
事務総長、

政府代表の皆様、

このような重要な会議で発言し、討議中の諸問題についての私見を述べることで、核兵器のない世界の促進に向けた断固たる措置を講じる必要性について明確かつ強力なメッセージを発する一助を担う機会を得ましたこ

とを大変光栄に存じます。

私たちは皆、核兵器のない世界という骨太のビジョンを支持し、粘り強い努力、相互理解、強い意志を持った交渉、そして国際社会のあらゆる構成員——とりわけ核兵器国——の緊密な協力によってそれを達成しようと確信し

ています。それが私たちが今日ここに集った理由にほかなりません。

核軍縮には多様な側面があり、それぞれにおいて慎重な検討が不可欠です。時間の制限がありますので、ここでは以下に述べる7つ(ママ)の問題に焦点をあてたいと思います。

1 核兵器の禁止

モンゴルは国連事務総長による核軍縮に関する5項目提案を支持します。よって我が国は、最も喫緊の課題の一つが核兵器の禁止であるとの見解を共有します。今こそ核兵器禁止条約の交渉を始めるべき時であり、その草案はすでに各加盟国に配布されています。オープン参加国作業部会(OEWG)の一連の会議の結果や核兵器の人的影響は、そのような行動の緊急性を明白に裏付けています。これに関連して、私は9月26日を「核兵器完全廃棄のための国際デー」に制定するとの呼びかけに賛同します。

2 包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)

包括的核実験禁止条約(CTBT)は核軍縮に向けた促進剤であり、不拡散に向けた強力な道具です。その早期発効は国際社会において今や遅しと切望されてきました。十分な政治的意思があれば、比較的短期間に前進を達成することが可能です。このことから私は、残る8つの発効要件国をはじめとするCTBT未批准国に対し、早急に批准を行うよう求めます。

3 軍縮交渉とキャンペーン

唯一の多国間軍縮交渉の場であるジュネーブ軍縮会議(CD)が期待に見合った働きをしていないのは大変遺憾です。作業の再活性化に向けた協議が続けられていますが、CDは機能不全の状態を脱していません。国際社会は、すべてにとっての死活的利益に影響する問題を、一部の国々の思惑にゆだねてはなりません。1997年の対人地雷禁止条約や2008年のクラスター弾禁止条約の成功裏の締結が示すように、この軍縮機構が機能しない際に国家連合やNGOの役割が欠かせないことがこれまでの国際的な経験から実証されています。誓約を果たすよう核兵器国を促した、NPT再検討会議における新アジェンダ連合、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)の世界的ネットワーク、中堅国家構想(MPI)の役割。また、「グローバル・ゼロ」運動や核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)が担ってきた、人々を奮起させ、組織化する役割。そして実際の核軍縮努力

の促進に向けたその他多くの価値ある国家連合とイニシアティブについてとりわけ言及したいと思います。

非核兵器地帯加盟国及びモンゴル(NWFZM)会議は、116か国が参加するグループの発言力を高め、核軍縮交渉における重要な担い手と位置付けることをめざした新しい動きです。NWFZMの一環として、2009年にモンゴルはフォーカル・ポイントの初会合をウランバートルで開催しました。また、2012年にはウィーンにおいて、2015年に予定されている第3回NWFZM会議に向けた準備会議の議長を務めました。今年、メキシコとともに、モンゴルはジュネーブにおける準備会議の共同議長を務めました。

4 非核兵器地帯

非核兵器地帯の設立は、核不拡散と核軍縮の地域的措置としてその有用性が証明されています。今日、9つの非核兵器地帯(NWFZ)が存在します。南極、宇宙、海底、また、人の居住地としてラテンアメリカ及びカリブ地域、南太平洋、東南アジア、アフリカ、中央アジア、そして一国非核兵器地帯のモンゴルです。これらを合わせると、150万平方キロメートル以上の地域が覆い尽くされます。これらの非核兵器地帯は、グローバルな措置を補完する重要かつ効果的な地域措置であることが広く認識されています。既存の地帯の強化とあわせて、中東や北東アジアといった新しい地帯の設立を促進するための措置が講じられるべきです。後者には長期にわたって対立が存在し、地帯の設置は容易ではないでしょう。しかしだからといって我々は足を止めたり躊躇したりするべきではありません。

前述したような諸地帯の設立を通じて、私たちは新しい地帯の設立に役立つ豊かな経験を手にしています。以上のことから、モンゴルは、国連が非核兵器地帯の設立に関するあらゆる側面からの包括的研究を再び実施することを提案します。そのような実務的で有用な研究が最初に実施されたのは38年前であり、前述の諸地帯を設置する上で役立ったからです。そうした研究をラテンアメリカ及びカリブ地域に非核兵器地帯が初めて設置された40周年(ママ)を国際社会が祝う前に実施するというこも考えられます。

5 モンゴルの非核兵器地位

2つの核兵器国に挟まれたモンゴルは、核兵器のない世界というビジョンに則して、20年以上も前に自国が一国

非核兵器地帯であることを宣言し、爾来その地位を制度化するべく懸命な努力を重ねてきました。国内においては、2000年に、その地位を明確に定義し、それに違反する行為を犯罪化する国内法を制定しました。また、国際レベルにおいては、国際社会の幅広い支持を受けるとともに、我々の柔軟でありつつも筋の通った、粘り強い政策の結果として、このようなモンゴルの独自の地位が国際的な評価を広く獲得しています。2012年9月には、5つの核兵器国がモンゴルの非核兵器地位を認識するのみならず、その地位を尊重し、それに背くようないかなる行動もとらないことを誓約する共同声明に署名しました。これは、モンゴルに対して核兵器のシステムのいかなる部分も受け入れるよう圧力をかけないことをすべてのP5に誓約させたことを意味します。よって将来の地政学的競争や大国間の対立のコマとしてモンゴルを利用することは許されません。安定し、同盟にくみせず、安全を保証されたモンゴルは信頼と安心の地帯となり、その領土が他国の利益を害するために利用されることはありません。モンゴルの経験は、たとえ小国であっても核兵器のない世界というビジョンの促進に貢献できるとの希望を与え、それを証明するものです。

6 北東アジア

政治的・外交的手段を柱とする安全保障の確保を身をもって体験した国として、モンゴルは、この地に非核兵器地帯を設立することが可能か、そしてそれはいかにして達成可能か、を検討する非公式ベースの作業を北東アジアの国々で行う準備ができています。それが容易なことではなく、勇気、政治的意思、忍耐力を要するものであることを私たちは十分に理解しています。しかしそれはたとえ直ちに可能ではなくとも、間違いなく実現可能です。実現までの間においては、さらなる信頼醸成の促進のための措置がとられるべきです。このことを念頭に、この3月、私は「北東アジアの安全保障に関するウランバートル協議」の開始を提案し、段階的な地域間の信頼醸成を可能にするオープン協議に地域諸国を招待いたしました。

議長、我々は核軍縮の前進に向け最大限の努力をはらう所存です。今日の極めて重要な集まりを通じて、必要とされる推進力を生み出すべきです。ご清聴ありがとうございました。

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

米、欧州配備核爆弾に精密誘導機能 — 公約違反の「新能力付与」

欧州戦術核の撤去こそ急げ

曲折する戦術核撤去の議論

「核兵器のない世界」をめざす米オバマ政権の歩みが遅々としたものとなる中、欧州に配備された米戦術核兵器をめぐる議論も曲折を強いられている。

米国は、北大西洋条約機構(NATO)の「核分担政策」に基づいて、現在5か国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)に推定150~200発のB61戦術核爆弾(B61-3、B61-4)を配備している。NATOの新「戦略概念」(2010年策定)は「核分担政策」を当面維持する方針を掲げたが、これを受けた「防衛・抑止態勢見直し」(DDPR)の策定過程では、欧州配備戦術核の撤去を求める議論が相次いだ¹。その結果、DDPR(12年5月)は、ロシアの戦術核削減を考慮しつつ、米ロの相互主義的措置を通じた米戦術核の削減を可能にする方策の検討を打ち出した²。

だが今、むしろNATOの核態勢を強化する計画が米国によって進められている。核弾頭の寿命延長計画(LEP)の一つであるB61核爆弾のLEPである。

B61核爆弾の能力向上

2010年に公表された「核態勢見直し」(NPR)は、B61の「全面的寿命延長を進める」と打ち出した。新START批准の議会承認を得るために、オバマ政権は議会保守派を説得する材料として核兵器近代化への大規模な投資を約束したが、B61 LEPへの投資はその大きな一部である。昨年7月、B61 LEPにかかる費用の見積りを行った米国防総省の「査定・計画評価局」³は、じつに100億ドルもの費用がかかると試算した⁴。これ以上の費用を必要とするとの見方もある。

B61 LEPによって新たに開発されようとしているのは、「B61-12」と呼ばれる戦術核爆弾である。「B61-12」は、B61-4を元に、他の核爆弾B61-3、B61-7、B61-10の非核部品を取り入れることによって、寿命延長を図る計画とされる⁵。弾頭は、B61-4から受け継いだ50キロトンの弾頭を搭載することになるが、この自由落下型爆弾に、慣性精密誘導能力を付与する「テールキット」を取り付けることで、現在なら360キロトンのB61-7核爆弾の使用を必要とする目標をも

攻撃する能力を持つことになるという。これによって、発生する放射性降下物の量を少なくすることができるため、全米科学者連盟(FAS)のハンス・クリステンセンはB61-12が「より使いやすい核兵器」になると危険性を指摘している。

搭載航空機については、現在配備されているB61を運搬できる5つの航空機(B-2A、B-52H、F-16、F-15E、PA200)に適合するように開発されているほか、次世代ステルス戦闘機のF-35統合攻撃戦闘機への搭載が目指されている。

当初、B61-12の最初の配備は17年に行われるとされていたが、国防予算の強制削減の影響も受けて開発は遅れており、2020年代までかかると見られている。

「置き換え」ではなく「撤去」を

米NPRはLEPについて、「これまでに実験された設計に基づく核部品のみを使用し、新たな軍事的任務を支援したり新たな能力を準備したりしない」(2010NPR「要約」⁶)としていた。だが、B61-12は、これまで米軍の核爆弾が持っていなかった精密誘導能力などの「新しい軍事能力」を獲得することから、明らかにNPRの内容に反している。

じつは、NATOは10年にB61-12の軍事的特性を承認していた⁷。オランダでは現在、この事実が政府の責任をめぐる議論を呼んでいる。NATOの核態勢を強化するB61-12による欧州戦術核の置き換えは、戦術核撤去を求めるオランダなどの方針に逆行する⁸。欧州戦術核の強化ではなく撤去こそが求められる。(吉田遼) 

注

- 1 本誌第378号(11年6月15日)。
- 2 本誌第401-2号(12年6月15日)。
- 3 Cost Assessment and Program Evaluation (CAPE) office。
- 4 全米科学者連盟(FAS)の「戦略的安全保障ブログ」、12年7月26日。 <http://blogs.fas.org/security/>
- 5 上記ブログ、11年6月15日。製造される弾頭数は不明だが、ハンス・クリステンセンは約400発と推測している。
- 6 全訳は『イアブック核軍縮・平和2012』。
- 7 米政府説明責任局(GAO)の報告書(11年5月)。 www.gao.gov/assets/320/317883.pdf
- 8 www.natowatch.org/sites/default/files/enter_timmermans.pdf

愛と信仰とともに 平和のために働く



ジョナサン・
フレリックスさん

世界教会協議会(WCC)
平和構築・軍縮エグゼクティブ

私は、世界教会協議会(WCC)の平和構築・軍縮を担当する部署で働いています。WCCは、広島と長崎の惨劇、そしてヨーロッパをはじめとした全世界で大戦による虐殺があつてから3年後の1948年、約400か国の350教会・組織によって結成されました。教会の集まりでありながら、平和の実現のために積極的に社会に参加する組織です。

WCCは、第1回総会で「戦争と核兵器を糾弾する」決議案を採択し、「戦争は神と人類に対する罪」という強い認識を共有しました。WCCが取り組んでいる主要なテーマは、「戦争と核兵器への反対」、「大量破壊兵器が使われ得る全ての紛争への不参加」、「平和構築と暴力の予防」、そして、「国際法を通じた国際紛争の解決」です。

聖書には、「平和をつくり出す人たちは、さいわいである、彼らは神の子と呼ばれるであろう」という言葉があります。イエスは、敵を愛し、自分を虐待する人を許しなさいと仰います。クリスチャンとして平和という道を歩んできた私の人生を皆さんに紹介したいと思います。

私は、宣教師・牧師として40年間パプアニューギニアで活動した親のお陰で、平和な少年時代に恵まれました。「平和」と言いましたが、私が育った環境からは、まず戦争について学びました。当時、私の遊び場は、第2次世界大戦の戦場跡でした。米、英、日の軍用機、潜水艦、艦船、銃など、戦争の痕跡がそのまま残っている場所でした。壊れた手榴弾やマシンガンなどを集めるのが楽しみでした。その中で、私が一番好きだったのは航空機でした。海辺から3メートルほどの綺麗な海の中にあったロッキード製の「ハドソン」の姿を鮮明に覚えています。ある日、学校の近くの丘の上に

止まっていた「B-17」を見つけた時は、中に入って操縦席に座ってみたり、運転する振りをしたりしながら歓声をあげた記憶があります。

その後、アメリカに移住し、19歳の時、ベトナム戦争が起きました。当時、ニクソン大統領は18歳から20歳までの青年を強制的にベトナムに送りました。しかし私は、大学の入学許可を得ていたお陰で、戦場へ行かずに済みました。その代わり、大学の友人と一緒にワシントンDCに行き、反戦運動をしました。そのような反戦の雰囲気が盛り上がると、政府は徴兵に「くじ」を導入しました。当時、国営テレビで18～30歳の男性を対象としたくじ引きが実施され、当たってしまった人は戦場に送られました。私は運よく当たりませんでした。友人の中には、戦場に行かなくて済むように、自ら足を怪我した者もいました。戦争は、隣り合わせにありました。このような経験から、私は成長と共に、戦争と歴史、文明、そして人類というテーマに深い興味を持つようになりました。

私にとって一番価値のあるものは、クリスチャンとしての信仰です。信仰は、宣教師であった親から頂いた最高のギフトだと思います。私は毎日神に信仰をもっと強めてくださいと求めています。なぜならば、人間は誰でも自分を守ろうとし、他人と闘おうとする存在であるからです。私たちには平和が必要なのです。しかし、平和は、一度得たらそれで終わりではありません。謙虚な態度で、忍耐強く、一生求めるべきものであるのです。

クリスチャンとして平和のために働くということはどんな意義があるのでしょうか。私は、謙虚であることが、全てのクリスチャンに求められる一番の徳だと信じます。謙虚であるということは、人に会う時お互いに感謝し、自分自身のように愛し、相手のために働くことです。聖書を見ると、「神は自分のかたちに人を創造された」と書かれています。私は、神の形に造られた私たちが、神に対する信仰と希望を持って、神の愛で生きるなら、平和は自然に訪れると思います。

私には人生で達成したい目標があります。それは、核兵器が禁止される日を見ることです。世界のほとんどの国で、大多数の人が核兵器に反対しています。この多数の人々が前に立って核兵器を非合法化する枠組みを作れば、残りの少数はその流れに続くでしょう。人間は、自分自身を破壊し、自滅を望む存在ではありません。速いか遅いかの違いこそあれ、私たちは必ず核兵器を廃絶する、その日を見ることができると確信しています。

(談。まとめ：金マリア。写真：WCC提供)

ジョナサン・フレリックス(Jonathan Frerichs)。
1950年、パプアニューギニアで生まれる。国籍はアメリカ。
世界教会協議会(WCC)平和構築・軍縮エグゼクティブ。

日誌

2013.9.6～10.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

IAEA＝国際原子力機関／MD＝ミサイル防衛／NPDI＝不拡散・軍縮イニシアティブ／NPT＝核不拡散条約／P5＝安保理常任理事国／THAAD＝最終段階高高度地域防衛／2プラス2＝日米安全保障協議委員会

- 9月8日 韓国政府高官、米韓軍当局が北朝鮮の核脅威に対応する「アクションプラン」を完成したことを明らかに。
- 9月10日 米国防総省、イージスMDシステムとTHAADによる多層防衛システムの能力を試すための迎撃実験に成功したと発表。
- 9月11日 米ウェブサイト「38ノース」、北朝鮮の寧辺核施設の衛星写真を公開し、原子炉が稼働中または稼働が近いと分析。
- 9月15日 インド、核弾頭搭載可能な長距離弾道ミサイル「アグニ5」発射実験に成功。
- 9月16日 天野IAEA事務局長、イランの原子力庁長官と新政権発足後初めて会談。同国の姿勢に期待感を示す。
- 9月16日 トルコ空軍、シリアから領空侵犯してきたヘリをミサイルで撃墜。
- 9月17日付 日米韓の関係筋、北朝鮮が8月末に東倉里ミサイル基地で、エンジンの燃焼実験を行ったことを明らかに。
- 9月18日 中国外務省系シンクタンク「中国国際問題研究所」、6か国協議10周年の記念シンポジウムを北京で開催。
- 9月20日 IAEA年次総会、イスラエルのNPT加盟を求める決議案を反対51、賛成43で否決。
- 9月20日 IAEA年次総会、北朝鮮の2月の核実験を非難し、核開発の停止を求める決議を全会一致で採択。日米韓などが提出。
- 9月23日 中国、北朝鮮への大量破壊兵器関連物資・技術の輸出禁止対象リスト公表。
- 9月23日 中国外務省洪磊報道官、日本の米軍Xバンドレーダー受け入れを批判。
- 9月23日 ローズ米大統領副補佐官、北朝鮮はすでに核兵器を保有しており、イランとは核開発の段階が異なるとの見解を示す。
- 9月24日 NPDI第7回外相会合、ニュー

＜お知らせ＞

田巻一彦編集長の都合により、しばらくの間、湯浅一郎が編集長となります。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jpに

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)



イベント情報

【主催】核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会
Tel:095-844-1236 / Fax:095-844-6801

第5回 核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ

2013年11月2日(土)～4日(月) 会場／長崎原爆資料館ホール、平和会館ホール

ヨークで開催。新たにフィリピンとナイジェリアが参加することを正式決定。

●9月24日 イランのロウハニ大統領、国連総会演説で、核協議については期限を設け、結果重視で臨む用意があると表明。

●9月25日 イスラエルのネタニヤフ首相、イランは核兵器開発の時間稼ぎをしているに過ぎないと非難する声明を発表。

●9月26日 米、ミニットマン3発射実験。

●9月26日 初の核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合、ニューヨーク国連本部で開催。(本号参照)

●9月26日 岸田文雄外相、国連ハイレベル会合で、15年に広島市で国連軍縮会議の開催を検討していると表明。

●9月26日 P5+独とイラン、外相会合開催。

●9月27日 オバマ米大統領とイランのロウハニ大統領、電話会談。両大統領の直接対話は79年の国交断絶以降初めて。

●10月1日 韓国の朴槿恵大統領、韓国型MDシステムなど核と大量破壊兵器への対応能力を早期に確保すると述べる。

●10月1日 韓国軍、射程距離1000キロ超の巡航ミサイル「玄武3」を初公開。

●10月3日 日米2プラス2、共同文書発表。

沖縄

●9月6日 小野寺防衛相、滋賀・高知でのオスプレイ日米共同訓練実施を正式発表。

●9月6日付 伊江島補助飛行場で建設中のオスプレイ着陸帯6か所のうち、4か所完成。

●9月7日 小野寺防衛相、仲井真知事に日米共同訓練へのオスプレイ参加について説明。

●9月8日 中国軍のH6爆撃機2機、本島・宮古島間を通過。公海上空を往復。

●9月9日 国籍不明の無人機、尖閣諸島付近を飛行。日本の防空識別圏に入ったため、空自の戦闘機が緊急発進。

●9月12日 県内9大学学長、大学敷地・隣接地上空での米軍機飛行中止を求める声明文発表。04年の沖縄大ヘリ墜落事故以来2度目。

●9月12日 県日台・日中間対策協、初会合。日台漁業協定の水域内ルール設定求める。

●9月14日 米軍の大型バスが嘉手納小学校に侵入。水道設備を破損、立ち去る。

●9月15日付 米空軍、国防費削減を受け、飛行隊縮小を検討。

●9月16日 米海兵隊エイモス司令官、海兵隊8千人追加削減を示唆。国防費強制削減で。

●9月17日 ウィスラー沖縄地域調整官、仲井真知事と会談。「尖閣へのオスプレイ派遣も可能」との考えを示す。

●9月18日 ヘリパッド移設工事で、高江住民の会が会計検査院に審査要求書を提出。過大な支出の可能性を指摘。

●9月19日 日米合同委員会、キャンプ瑞慶覧の一部(約11ha)の返還を承認。

●9月21日付 防衛局が2012年に辺野古沖でジュゴンの食跡を確認していたことが判明。情報公開せず埋め立て申請を提出。

●9月25日 オスプレイ追加配備、最後の1機が普天間に到着。全24機の配備完了。

●9月26日付 米海兵隊、国内遠征軍を縮小。財政難のため、在沖部隊の改編も検討。

●9月26日 仲井真知事、県議会で辺野古埋め立て拒否を示唆。12月以降に判断。

●9月28日 オスプレイ1機、普天間飛行場で1時間低空ホバリング。トラブルの可能性。

●9月30日 普天間所属CH46ヘリ全機退役。

●10月1日 オスプレイ配備1年。「オスプレイを撤去させよう!10・1県民集会」開催。400人が国際通りをデモ行進。

●10月1日 在韓米軍当局者、日本の憲法改正の動きに「地域に無益」と懸念を示す。

●10月3日 日米2プラス2、辺野古移設を「唯一の解決策」と強調。

●10月4日 県、国の辺野古埋め立て申請書に対し73の質問を提出。

●10月4日 仲井真知事、武田防衛局長に高江ヘリパッド建設に係る環境保全措置を要求。再アセス実施も求める。

今号の略語

CWC＝化学兵器禁止条約

LEP＝寿命延長計画

NATO＝北大西洋条約機構

NPR＝核態勢見直し

OPCW＝化学兵器禁止機関

WMD＝大量破壊兵器

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、

金マリア<maria@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、山口響、吉田遼、梅林宏道